

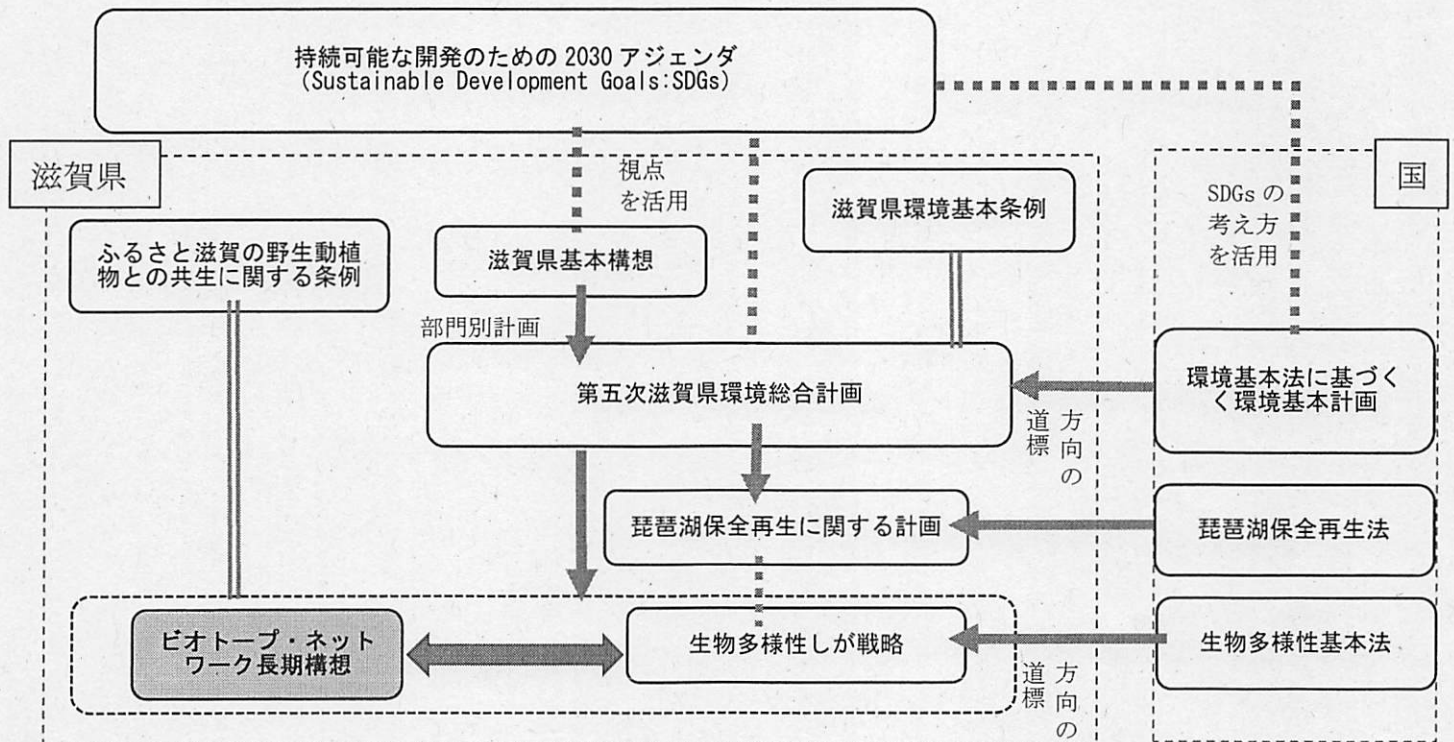
滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更（骨子案）について ～野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化に関する長期構想～

1 長期構想策定の目的

- ・野生動植物の生息・生育空間の保全・再生・ネットワーク化に関する長期的な方針を定め、重点的に対策を推進すべき区域「重要拠点区域」を設定し、方針を実現するための方策を示す。

2 長期構想の位置づけ・期間

- ・「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成18年（2006年）3月）第9条に基づき策定されるもの。
- ・「第五次環境総合計画」（平成31年（2019年）3月策定）、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（平成29年3月策定）、「生物多様性しが戦略」（平成27年（2015年）3月策定）等の他の計画と整合したものとする。
- ・2050年度頃の滋賀県の自然環境の望ましい将来像を視野に入れた長期構想として策定し、その実現に向けておおむね10年ごとに点検・見直しを行うものとする。



3 変更の概要

- ・平成21年（2009年）の本構想策定から、おおむね10年が経過したことから、自然環境や社会経済情勢の変化を踏まえ現況に即した内容に見直す。
- ・野生動植物の生息・生育地として重要な重要拠点区域について、野生動植物の生息・生育環境の基盤となる植生単位の広がり重点を置いて当該区域を見直す。
- ・野生動物の移動経路である生態回廊について、山地から田園域や市街地を通過して琵琶湖へとつなげる河川が持つ回廊としての役割に注目し、生息・生育環境としての重要性も考慮して重要性の高い河川4河川を追加する。

4 見直しの経過

令和2年	3月18日	野生動植物との共生に関する検討会
	7～8月	野生動植物との共生に関する検討会各部会へヒアリング
	10月5日	滋賀県環境審議会への諮問
	10月23日	野生動植物との共生に関する検討会
	10月27日	滋賀県環境審議会自然環境部会 変更骨子案の審議
	12月8日	野生動植物との共生に関する検討会
	12月15日	環境・農水常任委員会へ変更骨子案の報告

5 今後の予定

令和2年	12月22日	滋賀県環境審議会自然環境部会
令和3年	1月	滋賀県環境審議会から答申
	2～3月	環境・農水常任委員会へ変更案・県民政策コメント 実施報告
	4月	県民政策コメント、市町等へ変更案に係る意見照会 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更・公表